

由仁町地域防災備蓄整備方針

第1 基本的な考え方

1 はじめに

災害対策基本法（昭和36年法律第233号）では、「災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その掌握事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。」（第49条）とされ、防災に必要な物資及び資材の備蓄等は災害予防責任者（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者）の義務とされている。

また、令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、日本の広範囲に津波が襲来したほか、奥能登地域を中心に土砂災害、火災、液状化現象、家屋の倒壊、交通網の寸断が発生し、各地で甚大な被害をもたらしたところであり、防災基本計画（令和7年7月1日修正）では、「発生時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに食糧・飲料水等の備蓄する」（第1編第2章）を災害予防段階における基本理念として、

- 「地方公共団体は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。」（第2編第1章第6節）
- 「地方公共団体は、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする」
- 「地方公共団体は、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。」（第15編第1章第6節7）とされている。

さらに、由仁町地域防災計画（令和8年3月修正）では、

- 「災害時において、町民の生活を確保するため食糧その他の物資の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める」

- 「災害時において町民の生活を確保するための食糧その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について新物資システム（B-PLo）にあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。」（第4章第8節）ものとしている。

これらを踏まえ、災害時の住民等への食糧、飲料水及び生活必需品等の物資の供給等に当たっては、北海道及び市町村相互の応援を円滑に遂行するために「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」が定められているところであるが、大規模な災害時において住民の生活を確保するため、自助の意識の啓発に一層努めるとともに、備蓄・調達体制の整備に努める。

2 基本的な考え方

大規模な災害が発生した直後の住民の生活を確保するため、住民の生活を確保するための食糧その他の物資の確保や応急対策活動を円滑に実施するための資機材の整備・充実を図ることは、防災対策の基本として重要である。

「事前災害の種類により状況は異なるが、特に地震災害の被災地では、道路の寸断や情報の途絶、ライフラインの機能不全等から被災地域内の物流・流通機能等が停止し、災害から3日間程度（広域的な地震災害においては、3日間以上）は被災地外から孤立した状態が続くことが懸念されることから、災害発生から被災地外からの支援活動が本格化するまでの間は、被災地の地域内の備蓄物資及び地域内からの調達物資で避難生活を賄い、自立することが必要」（「緊急物資等の備蓄・調達に係る基本的な考え方」（平成18年3月総務省消防庁）とされ、災害発生から3日間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる必要がある。

大規模災害が広域で発生した場合に備え、自助の意識に基づく住民自らの備蓄、由仁町による備蓄、広域的支援の観点から道による備蓄について、連携して整備していくことが重要であることから、東日本大震災や北海道特有の積雪寒冷期における課題などを踏まえ、町内における地域全体の備蓄・調達に関する方針、住民及び由仁町それぞれの役割分担を定め、物資等の備蓄・調達体制の整備を進めていくこととする。

物資等の備蓄・調達体制の整備にあたっては、住民のニーズには多種多様なものがあり、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難行動要支援者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦など必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する等、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々）に配慮した物資の調達についても考慮するものとする。また、北海道特有の積雪・寒冷期において災害が発生した場合の対策として、暖房器具等の整備について考慮するものとする。

表1 「防災基本計画」における災害時の物資調達の考え方

自助・共助	公 助	
住民・事業所等	地方公共団体	国
災害時の備えは自ら確保することが大前提	【市町村】 備蓄・調達体制の整備 住民へ緊急物資を供給	【都道府県】 管内全体の備蓄・調達体制の方針決定、体制構築 【物資関係省庁】 関係業界等の協力による物資調達 【消防庁】 他の地方公共団体からの支援につき、ニーズ等の把握及び連絡調整
小	→ 被害のレベル → 大	

※緊急物資等の調達体制・方法に関する調査検討報告書【概要】（平成19年3月消防庁）

第2 住民及び由仁町の役割分担

【考え方】

- ・ 自助・共助・公助の理念に基づく役割分担の明確化
- ・ 住民・由仁町が連携した地域における備蓄・調達についてのあり方の検討
- ・ 住民・事業所等への普及・啓発活動の促進

1 住民等の備蓄

町は、防災週間、防災訓練等あらゆる機会を通じ、家庭や事業所等における備蓄や災害時の非常持出品について、次のような啓発を行い、周知徹底を図る。

(1) 個人・家庭

ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食糧、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常用持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保をしておく。

イ 乳幼児やお年寄りがいる家庭などにおいては、粉ミルクやほ乳瓶、紙おむつ、また、生理用品など個人で特に必要となるものについては、調達が困難となることが想定されるため、責任をもって確保しておく。

ウ 可能な限り、日常から使用している毛布等避難生活に必要なものを持ち出して使用する。

(2) 事業所等

ア 従業員等の3日分の食糧、飲料水及び生活必需品等の物資のほか、防災用資機材についても備蓄しておく。

イ 震災直後の消火、救出・救護活動等については、事業所内のみならず、近隣住民と協力した地域の応急活動が重要であることから、できるだけ近隣住民も対象とした備蓄に努める。

2 由仁町の備蓄・調達【住民補完】

(1) 基本的事項

町は災害時の住民等への食糧、飲料水及び生活必需品等の物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急に必要な物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努める。

(2) 現物備蓄の強化

ア 被害想定に基づく被災者数や避難所数、各物資の持つ特性や能力等を基に、必要量をあらかじめ算定し、物資の備蓄に努める。

イ 備蓄品については、発災直後の生命維持や生活に最低限必要なものを中心とする。

ウ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者に配慮した備蓄に努める。

エ 物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄に配慮する。特に、避難所で必要となる物資については、緊急時の輸送等を考慮すると、なるべく避難所施設に備蓄するように努める。

オ 備蓄している物資の品目、量、保管場所について把握することはもちろんのことであるが、避難所管理担当部署との備蓄情報の共有化を図る。

(3) 流通在庫物資の活用

保存期間や管理の面で備蓄に適さない物資及び大量に必要となる物資で備蓄が困難なものについては、流通在庫物資を活用する。

なお、災害時に流通在庫物資を円滑に供給できるよう各地域の流通・販売業者等と在庫の把握、連絡、運搬体制等事前に協議し、実効性のある協定等を締結しておく。

(4) 自治体間の応援協定による調達及び訓練

道及び道内の全市町村間で既に応援相互協定が締結され、応援による調達体制が整備されているが、これらの応援協定のほか今後さらに必要があれば、近隣市町間で協定を締結する。

(5) 物資搬送拠点施設の確保

救援物資を避難所等の被災者へ効率的かつ迅速に配布するため、救援物資を一時的に保管し、仕分けする配送拠点施設が必要となることから、避難場所の位置等を考慮した公共施設等を候補施設として選定し、災害時に円滑な確保が図られるよう、あらかじめ施設の管理者と協議しておく。

(6) 組織単位の備蓄の促進

発災初期の消火、救出・援護活動、避難誘導等地域の防災活動を効果的に行えるよう自主防災組織等の組織単位による救助、救護用資機材等の整備を促進する。

(7) 国及び道等の助成事業の活用

備蓄倉庫建設及び防災資機材の購入にあたっては、国及び道等の助成事業を積極的に活用し、備蓄の推進に努める。

表 2 災害時の物資確保の役割分担

自助・共助	公 助	
<p>住民・事業所等</p> <p>個人・家庭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「最低3日間、推奨1週間」分の食糧その他物資の備蓄 ・非常持出品の準備 <p>事業所等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3日分の食糧その他物資の備蓄 ・防災資機材の備蓄 	<p>市町村 【住民補完】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現物備蓄の強化 ・流通在庫物資の活用 ・自治体間の応援協定 ・物資搬送拠点施設の確保 ・組織単位の備蓄の促進 ・国・道等助成事業の活用 	<p>北海道 【市町村補完】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流通在庫物資の活用 ・自治体間の応援協定 ・応援物資受入施設の確保 ・資機材の習熟

普及啓発の促進

第3 備蓄・調達目標

【考え方】

- ・備蓄しておくべき物資の品目、数量等の検討
- ・備蓄・調達体制の見直し
- ・関係機関等との連携方策の検討
- ・物資調達先の充実

1 由仁町の備蓄・調達目標【住民補完】

(1) 備蓄品目

避難所等で必要とされる物資で備蓄が必要と考えられるもの。

【考え方】

- ・「備蓄により確保すべきもの」、「可能であれば備蓄すべきもの」などに区分して検討
- ・被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、「発生当日」、「発生後2～3日間」、「発災後4日目以降」などに区分して検討
- ・避難行動要支援者に配慮した備蓄の検討
- ・暖房器具等の備蓄の必要品目の検討

(2) 備蓄目標

【考え方】

- ・被害想定等に基づく必要数量の把握
- ・公的備蓄量及び流通在庫調達量（供給数量）の把握
- ・公的備蓄としての備蓄・調達目標の設定

備蓄数量（令和8年4月1日現在）

（算定基礎）	
・被害地域	由仁1区、古川、山形の一部130世帯
・想定避難者数	300人
・避難場所	文化交流館、健康元気づくり館、由仁保育園、 農村勤労福祉センター、由仁小学校、由仁中学校
・備蓄物資の必要単位	3日分

品目	単位	必要数量	備蓄数量
乾パン	食	900	900
乾燥米（アルファ米等）	食	900	905
缶詰（主食）パン	缶	900	900
乳幼児粉ミルク	本	130	130
飲料水用パック6ℓ	個	500	500
懐中電灯	個	12	12
ラジオ	個	12	12
毛布	枚	300	300
救急セット	個	6	6
トイレ（携帯トイレ）	回	4,500	4,500
トイレ（簡易トイレ）※	台	12	12
アルミマット	枚	300	300
保温ブランケット	枚	300	300
小児用おむつ	枚	600	600
大人用おむつ	枚	300	300
女性用品	個	900	900
石油ストーブ	台	12	12
扇風機	台	12	12
小型無線機	台	6	6
カセットコンロ	台	12	12
パーテーション	張	130	130
簡易ベット	台	12	12

※トイレ（簡易トイレ）は、専用袋を使用して3,000回分

策定 平成 25 年 4 月 1 日
改正 令和 8 年 6 月 24 日

